

令和7年度 静岡市いきいき都市農業推進事業補助金

※申請は年1回限りです！

◎補助率及び補助限度額

※消費税抜きの金額（1,000円未満の端数は切り捨てとなります。）

◆補助の対象となる施設・機械の導入に対し、

1／3以内の額（上限30万円）

※ただし、国が策定した「みどりの食料システム戦略」の温室効果ガスの削減に向けた重要業績評価指標に掲げる農業機械の電化・水素化等の技術確立または化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行に沿うもの場合は、

1／2以内の額（上限30万円）

◆市民農園の整備又は付帯設備の設置及び改修に対し、

1／2以内の額（上限50万円）

◎補助対象者 ※次の条件をすべて満たす人

- (1) 前年の農業収入（家事消費事業消費金額及び雑収入を除く）が50万円以上の販売農家で、所得税または市県民税の申告があること
- (2) 市内に住所を有し、かつ市内に居住する農業経営主であること
- (3) 市内に市街化区域内の農地を所有し、農業を営んでいること
（農地法第3条第1項による借地も可、または都市農地の貸借の円滑化に関する法律の第4条第1項の認定を受けていること）

令和7年度から、申請書の締め切りを月末締めから、毎月15日と月末の月2回の締め切りへと変更しました。



◎補助対象となる施設・機械等（代表的な例）

区分		補助の対象
農業生産に必要な施設、機械等	栽培管理用施設	水耕栽培施設、高設栽培施設、雨よけ施設、循環扇、ビニールハウス（張替は耐用年数5年以上の資材なら可）、加温用暖房機、温室（ガラス、アクリル）、自動天窓、自動カーテン、空調機、育苗施設
	栽培管理用機械	播種機、田植機、水稻直播機、トラクター、管理機、コンバイン、バインダー、収穫機、定植機、可搬用摘採機、乗用型摘採機、整枝機、深耕機、土壌消毒機、滅菌機、
	農産物被害防止施設	防風ネット、防虫ネット、鳥獣害防止ネットの設置 電気柵
	防除施設・機械	スプリンクラー、動力噴霧機、防除用タンク
	運搬作業施設・機械	運搬機（動力付きを含む）、モノレールの敷設（本体、レール）
	その他	堆肥生産機械器具、農場に設置する簡易トイレ、農機具小屋、農業用資材庫
加工貯蔵販売施設	農産物処理加工施設	農産物加工機械器具、製茶機、仕上茶機械、
	集出荷貯蔵施設	選別機、袋詰機、結束機、予冷库、冷蔵庫、冷凍庫、貯蔵庫、乾燥機
	販売施設	直売施設、農産物販売用自動販売機、無人販売用施設
給排水施設	灌水施設	スプリンクラー、自動灌水施設、小型ポンプ
	その他	用排水路の設備、農業用井戸の設置、雨水貯水タンク（200L未満）
市民農園の整備		市民農園の整備または付帯施設の設置及び改修（詳細はご相談ください）
その他、市が必要と認めた施設、機械		

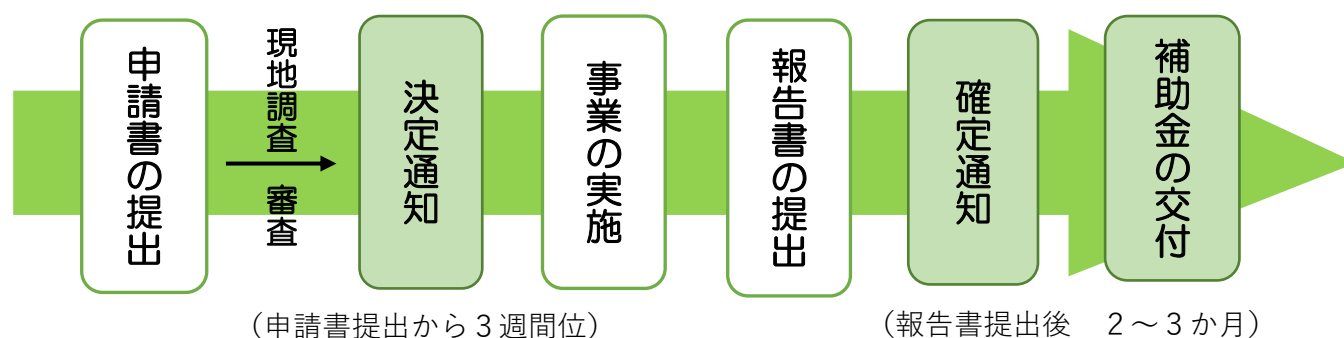
生産資材や汎用性のあるものは補助の対象とはなりません。

補助の対象にならないもの

- （例）
- ・種苗、肥料、農薬、ビニールマルチ、防草シート等の生産資材
 - ・スコップ、鍬、小農具、軽トラック等の車両
 - ・パソコンなど汎用性のあるもの
 - ・雨水貯水タンク 200L以上のもの（下水道維持課・下水道事務所で補助あり）
 - ・自主施工の為の材料費

◆お申込み方法・お問合せ 詳しくは裏面をご覧ください

◎補助金交付の流れ◎



◎申請に必要な書類◎

- (1) いきいき都市農業推進事業補助金交付申請書（様式第1号～第3号）
- (2) 見積書の写し（見積日、フルネーム、税抜・税込金額の両方が入ったもの）
※中古の機械は、法定耐用年数（基本7年）使用できる旨の証明書の添付が必要となります。
様式を市HPからダウンロードいただくか担当までお問い合わせください。
- (3) 施設・機械の図面やカタログ、仕様書（中古品等のカタログがないものは実物の写真でも可）
※法令等の許認可が必要なものは、許可書等の写しが必要となります。
- (4) 申請時における申請農地の写真（現地調査の際に農地を特定するのに使用します。設置する物を購入する場合は、設置場所の写真もご用意ください。）
- (5) 補助対象となる施設・機械を利用する農地が確認できる書類（どれか1種類）
※ 共有名義や申請者とは別名義の場合は、ご相談ください。
 - ①令和7年度 固定資産税・都市計画税納税通知書の写し（表紙～農地情報）
 - ②令和7年度 土地・家屋名寄帳の写し
 - ③令和7年度 固定資産税・都市計画税 課税明細書（土地・家屋）の写し
 - ④借地の場合は、農地法第3条等により農地を借り受けている書類の写し
 - ⑤市民農園の整備の場合は、協定書及び契約書の写し
（詳細は、担当者にお問い合わせください）
- (6) 令和6年の農業収入（家事消費事業消費金額及び雑収入を除く）が確認できる書類
 - ①令和6年分収支内訳書または所得税青色申告決算書（農業所得用）



◎申請受付期間◎

令和7年4月7日（月）～令和8年1月30日（金）

※毎月15・月末の月2回で申請を締め切り、審査終了後に決定通知を送付します。
（申請書提出から決定通知の送付まで3週間くらい）
※予算が上限に達した時点で受付を終了しますのでご注意ください。

◎注意点◎

- 1 法定耐用年数に相当する期間が経過する前に同じ農地、同じ事業内容で申請をすることはできません。
- 2 対象となる施設・機械について、国・県・市の別の補助金を重複して申請することはできません。
- 3 農家間の売買、ネットオークションでの購入は補助の対象にはなりません。
- 4 補助金で整備、購入した施設や機械を減価償却期間内（基本7年間）に、市長の承認を受けずに売却や交換、譲渡等をした場合は、補助金の返還対象となります。

お申込み・お問合せは

静岡市経済局 農政部 農業政策課（農業支援係）

〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8 清水庁舎6階

☎ 054-354-2086 FAX 054-354-2482

メール nougyouseisaku@city.shizuoka.lg.jp

